

酸素欠乏危険作業特別教育 案内

労働安全衛生法(安衛法)第59条第3項により、事業者は第一種酸素欠乏危険作業に係る業務(酸素欠乏症にかかる恐れがある)または、第二種酸素欠乏危険作業に係る業務(酸素欠乏症および硫化水素中毒の恐れがある)に労働者を従事させる時は、該当労働者に対して「特別教育」をおこなうことが義務付けられています。当協会では事業者に代わり本特別教育を開催いたします。ぜひお申込みください。

記

1 日時及び会場 (開始時刻5分前までに着席)

日時 : 令和8年8月28日(金) 9時30分～17時

会場 : 清水区島崎町223 静岡市東部勤労者福祉センター「清水テルサ」

2 特別教育の科目

「酸素欠乏の発生原因 酸素欠乏症等の症状 空気呼吸器等の使用方法 事故の場合の退避及び救急蘇生の方法 その他の酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項」法定5科目 6時間
なお、教育を遅刻、早退した場合は、当該教育科目は未修了となりますのでご注意ください。

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員 : 11,900円 それ以外の方 : 12,900円

4 申込方法

(1)受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて、2週間前までに当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2)協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書をFAXまたはメールにてお送りします。

※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います

(3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返します。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

受講者には「酸素欠乏危険作業特別教育 修了証」を交付します。

事業所には「酸素欠乏危険作業特別教育 修了証明書」を交付します。

6 持参するもの (テキストは会場でお渡します)

受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

7 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

(申込コピー可)

酸素欠乏危険作業特別教育 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称

〒

所在地

電話番号

メールアドレス

FAX番号

担当者部署名

担当者氏名

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)